



基発 1012 第7号
平成 23 年 10 月 12 日

(社)全国老人保健施設協会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長

平成 23 年度最低賃金周知広報の実施について (協力依頼)

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金の改定については、各地方最低賃金審議会において、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意 (平成 22 年 6 月 3 日 雇用戦略対話第 4 回会合 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/>) に掲げられた目標についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、本日までにすべての地域別最低賃金額について改定公示が行われたところです。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となりますが、その履行状況は今なお十分とは言い難い実情にあり、厚生労働省においては標記の周知広報を実施することとしております。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴会が発行される広報誌への掲載などによる貴会の加入事業者に対する改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成 23 年 9 月 30 日から 11 月 11 日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50 万円以下の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成23年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	705	H23. 10. 6	石 川	687	H23. 10. 20	岡 山	685	H23. 10. 27
青 森	647	H23. 10. 16	福 井	684	H23. 10. 1	広 島	710	H23. 10. 1
岩 手	645	H23. 11. 11	山 梨	690	H23. 10. 20	山 口	684	H23. 10. 6
宮 城	675	H23. 10. 29	長 野	694	H23. 10. 1	徳 島	647	H23. 10. 15
秋 田	647	H23. 10. 30	岐 阜	707	H23. 10. 1	香 川	667	H23. 10. 5
山 形	647	H23. 10. 29	静 岡	728	H23. 10. 14	愛 媛	647	H23. 10. 20
福 島	658	H23. 11. 2	愛 知	750	H23. 10. 7	高 知	645	H23. 10. 26
茨 城	692	H23. 10. 8	三 重	717	H23. 10. 1	福 岡	695	H23. 10. 15
栃 木	700	H23. 10. 1	滋 賀	709	H23. 10. 20	佐 賀	646	H23. 10. 6
群 馬	690	H23. 10. 7	京 都	751	H23. 10. 16	長 崎	646	H23. 10. 12
埼 玉	759	H23. 10. 1	大 阪	786	H23. 9. 30	熊 本	647	H23. 10. 20
千 葉	748	H23. 10. 1	兵 庫	739	H23. 10. 1	大 分	647	H23. 10. 20
東 京	837	H23. 10. 1	奈 良	693	H23. 10. 7	宮 崎	646	H23. 11. 2
神奈川	836	H23. 10. 1	和歌山	685	H23. 10. 13	鹿児島	647	H23. 10. 29
新 潟	683	H23. 10. 7	鳥 取	646	H23. 10. 29	沖 縄	645	H23. 11. 6
富 山	692	H23. 10. 1	島 根	646	H23. 11. 6			

(参考)

平成23年度地域別最低賃金改定一覧

都道府県名	最低賃金時間額 【円】	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	705 (691)	14	平成23年10月6日
青 森	647 (645)	2	平成23年10月16日
岩 手	645 (644)	1	平成23年11月11日
宮 城	675 (674)	1	平成23年10月29日
秋 田	647 (645)	2	平成23年10月30日
山 形	647 (645)	2	平成23年10月29日
福 島	658 (657)	1	平成23年11月2日
茨 城	692 (690)	2	平成23年10月8日
栃 木	700 (697)	3	平成23年10月1日
群 馬	690 (688)	2	平成23年10月7日
埼 玉	759 (750)	9	平成23年10月1日
千 葉	748 (744)	4	平成23年10月1日
東 京	837 (821)	16	平成23年10月1日
神奈川	836 (818)	18	平成23年10月1日
新 潟	683 (681)	2	平成23年10月7日
富 山	692 (691)	1	平成23年10月1日
石 川	687 (686)	1	平成23年10月20日
福 井	684 (683)	1	平成23年10月1日
山 梨	690 (689)	1	平成23年10月20日
長 野	694 (693)	1	平成23年10月1日
岐 阜	707 (706)	1	平成23年10月1日
静 岡	728 (725)	3	平成23年10月14日
愛 知	750 (745)	5	平成23年10月7日
三 重	717 (714)	3	平成23年10月1日
滋 賀	709 (706)	3	平成23年10月20日
京 都	751 (749)	2	平成23年10月16日
大 阪	786 (779)	7	平成23年9月30日
兵 庫	739 (734)	5	平成23年10月1日
奈 良	693 (691)	2	平成23年10月7日
和歌山	685 (684)	1	平成23年10月13日
鳥 取	646 (642)	4	平成23年10月29日
島 根	646 (642)	4	平成23年11月6日
岡 山	685 (683)	2	平成23年10月27日
広 島	710 (704)	6	平成23年10月1日
山 口	684 (681)	3	平成23年10月6日
徳 島	647 (645)	2	平成23年10月15日
香 川	667 (664)	3	平成23年10月5日
愛 媛	647 (644)	3	平成23年10月20日
高 知	645 (642)	3	平成23年10月26日
福 岡	695 (692)	3	平成23年10月15日
佐 賀	646 (642)	4	平成23年10月6日
長 崎	646 (642)	4	平成23年10月12日
熊 本	647 (643)	4	平成23年10月20日
大 分	647 (643)	4	平成23年10月20日
宮 崎	646 (642)	4	平成23年11月2日
鹿児島	647 (642)	5	平成23年10月29日
沖 縄	645 (642)	3	平成23年11月6日
全国加重平均額	737 (730)	7	

※ 括弧書きは、平成22年度地域別最低賃金額